

公告 第23号
令和6年2月29日

東京鐵鋼健康保險組合
被保險者 各位

東京鐵鋼健康保險組合

任意継続被保險者の標準報酬月額に関する公告

首題の件、健康保險法第47条第2項（任意継続被保險者の標準報酬月額）の規定により、任意継続被保險者の標準報酬月額について以下のとおり公告致します。

記

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 任意継続被保險者の標準報酬月額 | 資格喪失時の標準報酬月額 |
| 2. 適用期間 | 令和6年4月分から |

以上